

市からのお知らせ

Hot news of daily life

定額減税しきれないと見込まれるかたに
給付金を支給します

◆支給対象者

令和6年1月1日時点で本市にお住まいのかたで、令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税額)または令和6年度市民税・県民税(住民税)所得割額において定額減税可能額を引ききれないかた。

なお、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超えるかた、定額減税前の令和6年分推計所得税額及び令和6年度市民税・県民税所得割額がともに0円のかたは対象外です。

◆定額減税可能額

所得税分定額減税可能額 3万円×減税対象人数

市民税・県民税所得割分定額減税可能額 1万円×減税対象人数

※減税対象人数 納税義務者本人+国内に居住する同一生計配偶者+国内に居住する扶養親族(16歳未満扶養親族を含む)

◆支給額

①と②の合計額を1万円単位で切り上げて算出

①所得税分定額減税可能額 - 令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税額)

②市民税・県民税所得割分定額減税可能額 - 令和6年度市民税・県民税所得割額

◆申請方法

対象となるかたに送付する申請書を記載し、必要書類を添付の上、同封の返信用封筒で返信してください。

◆申請書発送日 7月中(準備ができ次第)

◆申請期限 10/31(木)(当日消印有効)

◆振込日 支給決定後、別途はがきでお知らせ

問 市民税課(☎017-718-2156)

令和6年度住民税で新たに非課税または
均等割のみ課税となった世帯向け給付金を支給します

◆支給対象世帯

令和5年度住民税が非課税などの世帯に給付金が支給されましたが、このたび、令和6年度住民税において、新たに非課税または均等割のみ課税となった世帯に対しても、1世帯当たり10万円が支給されることになりました。

※令和5年度の青森市物価高騰対応重点支援給付金(いわゆる7万円の給付金)または令和5年度の青森市住民税均等割のみ課税世帯支援給付金(いわゆる10万円の給付金)が支給された世帯は、支給済なので対象外です。再支給ではありません。

◆支給額 1世帯当たり10万円(1世帯につき1回限り)

◆支給日 7月下旬以降順次

◆申請期限 10/31(木)(当日消印有効)

◆申請手続の方法など

	対象世帯	申請方法など	支給時期
(1)	世帯全員が令和6年1月1日以前から青森市に住民登録があり、令和6年度から新たに住民税非課税または均等割のみ課税となるなど、一定の要件に当てはまる世帯	【確認書の提出が必要】 対象となる可能性が高い世帯に「確認書」を送付しますので、内容を確認し、同封の返信用封筒で返送してください。	確認書または申請書が市に到着してから3週間程度(書類に不備がある場合などは遅くなります。)
(2)	支給対象世帯である(1)以外の世帯	【申請書の提出が必要】 「申請書」に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、提出してください。 ※他市区町村からの転入者や未申告のかたが含まれている世帯など、支給要件に該当するか不明なかたには、「申請書」を送付します。	

問 福祉政策課(☎017-718-2183)

7月28日は「青森市平和の日」

昭和20年7月28日、米軍爆撃機B29の攻撃により、青森市は一面焼け野原となり、千人を超えるとも言われる尊い命が犠牲となりました。

市では青森空襲があったという歴史的事実を継承し、「平和都市宣言」「非核・平和のまち宣言」に込められた平和への思いを伝えていくため、「青森市平和の日条例」を制定し、7月28日を「青森市平和の日」と定めています。

問 総務課(☎017-734-5042)

〈平和祈念式典〉

時 7/28(日) 11:00 所 アウが5階 AV多機能ホール

備 平服でお越しください。また、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

〈岩手県釜石市の中学生との相互交流〉

平和の尊さと地震などの災害に対する防災対策の大切さへの理解を深めてもらうため、先の大戦により戦争被害を受け、東日本大震災により甚大な被害を受けた岩手県釜石市へ本市の中学生を派遣し、釜石市の中学生を本市に受け入れる相互交流を実施します。

〈平和への願いを込めた折り鶴を募集〉

いただいた折り鶴は、平和祈念式典で献上します。

◆募集期間 7/1(月)~18(木)

◆規格 15cm×15cm(市販の折り紙の大きさ)の紙を使用し、羽を閉じた状態でお持ちください。※千羽鶴の状態でも可

◆折り鶴ボックス設置場所 本庁舎1階ロビー、柳川庁舎正面玄関、駅前庁舎総合案内隣、浪岡庁舎正面玄関、市民図書館、中央市民センター

〈青森空襲資料常設展示室(中央市民センター内)〉

戦争遺品、当時の生活用品などを常時展示しています。

戦争関連資料の寄贈を希望するかたはご連絡ください。

問 中央市民センター(☎017-734-0163)

〈市主催の関連イベント〉

◆市民図書館展示

・ 図書館の展示「①戦争と平和のはなし」「②平和について考えよう」

時 7/3(水)~8/22(木) 所 ①7階児童ライブラリー ②6階入口

問 市民図書館(☎017-776-2455)

・ 平和に関する資料展示

「戦争の時代のはじまり -市民の生活意識はどう変わったのか-」

時 7/3(水)~8/22(木) 所 7階エントランス、8階専門ライブラリー

問 市民図書館歴史資料室(☎017-732-5271)

◆三内霊園内「平和の鐘」打鐘式

時 7/28(日) 14:00~14:30 問 生活安心課(☎017-734-5277)

〈その他の関連イベント〉

◆非核・平和行進青森集会

時 7/13(土) 11:00 所 本町公園

問 原水爆禁止青森県民会議(☎017-776-5665)

◆青函連絡船戦災犠牲者追悼・平和祈念の集い

時 7/14(日) 13:00 所 青森港「青函連絡船戦災の碑」前

問 青森空襲を記録する会(☎017-777-6200)

◆青森空襲の跡をたどる集い

時 7/22(月) 13:00~15:00 内 本町地区を中心に徒歩でたどる 人 20人

申 事前に、青森空襲を記録する会(☎017-777-6200)へ

◆青森空襲展

時 7/25(木)~28(日) 10:00~17:00 所 中央市民センター

問 青森空襲を記録する会(☎017-777-6200)

◆青森空襲の体験を語る集い

時 7/27(土) 10:00~12:00 所 中央市民センター

問 青森空襲を記録する会(☎017-777-6200)

◆青森空襲戦災犠牲者追悼・平和祈念の集い

時 7/28(日) 13:00 所 本庁舎「空襲・戦災都市青森の碑」前

問 青森空襲を記録する会(☎017-777-6200)

◆第80回忌戦災者及び第77回平和記念(観音)像供養大祭

時 7/28(日) 17:00 所 柳町通り(国道北側)青森平和記念(観音)像前

問 青森平和記念像管理財団(☎017-738-4711)

◆ヒロシマ・ナガサキ「原爆と人間」パネル・「高校生の絵」展

時 8/6(火) 11:00~15:00 ※雨天中止 所 合浦公園(水原兄弟像前)

問 原水爆禁止青森県協議会・青森市原水爆禁止の会、新日本婦人の会(☎017-739-8865)

◆浪岡戦没者慰霊祭

時 8/16(金) 10:00~11:00 所 浪岡八幡宮(悠忠神社)

問 浪岡遺族会事務局(☎0172-62-9011)

国民健康保険・後期高齢者医療制度・子ども医療費助成などに関するお知らせ

8月1日(木)から使用する被保険者証を郵送します

◆国民健康保険「被保険者証」などを郵送

国民健康保険に加入している69歳までのかたには「被保険者証」、70～74歳のかたには被保険者証と高齢受給者証が一体化した「被保険者証兼高齢受給者証」を7月下旬に郵送します。
 ※被保険者証兼高齢受給者証は、令和5年中の所得状況などにより8月1日から医療機関での自己負担割合が変更となる場合があります。

◆医療費の自己負担割合が変更となるかたに「後期高齢者医療被保険者証」を郵送

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、令和7年7月31日(木)までですが、前年の所得により、自己負担割合が変更となるかたには、変更された被保険者証を7月下旬に郵送します。

◆マイナ保険証をご利用ください

12月2日(月)以降現行の保険証は発行されません。

◆現行の紙の保険証の経過措置[青森市国保の場合]

- 12月1日(日)時点で手元にある有効な保険証は、令和7年7月31日まで使用可能です。
- 12月2日以降マイナ保険証を保有していないかたには、「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。
 ※有効な保険証がある間は発行されません。



☎ 国保医療年金課 (☎017-734-5493)
 浪岡振興部健康福祉課 (☎0172-62-1153)

後期高齢者医療被保険者の振込口座の変更届出

高額療養費などの給付申請の際に届出した振込口座に変更(解約など)があったときは、届出が必要です。

◆届出に必要なもの

後期高齢者医療被保険者証、口座情報が確認できるもの

☎ 国保医療年金課 (☎017-734-5343)
 浪岡振興部健康福祉課 (☎0172-62-1153)

令和6年度 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の納税(入)通知書などを7月11日(木)に送付します

◆福島第一原子力発電所事故により青森市に転入されたかたへ

申請によって減免を受けられる場合があります。
 ※令和5年度に減免を受けたかたで、引き続き減免の要件に該当する場合であっても、改めて申請が必要です。
 ※詳しくは、市ホームページをご覧になるかお問合せください。
 ※原則、納期限の過ぎた期別の税額は減免対象から除かれるため、早めに申請してください。なお、災害・疾病などのやむを得ない理由があると認められる場合には、納期限の過ぎた期別の税額も減免対象となる場合がありますので、ご相談ください。

◆臨時相談窓口を開設します

失業、倒産、災害などによって納付が困難なときはご相談ください。申請によって減免を受けられる場合があります。

時 7/12(金)～31(水) 8:30～18:00 ※土・日、祝日を除く

所 駅前庁舎3階会議室

☎ 国保医療年金課 (☎017-734-5340)
 浪岡振興部健康福祉課 (☎0172-62-1153)

子ども医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成

助成を受けるには事前の申請が必要です。また、所得制限などの要件があります。

なお、現在、助成を受け、所得が基準内のかたには、新しい医療証または受給資格証を7月末までに郵送します。

◆子ども医療費助成の対象者

本市に住所があり、各種健康保険に加入している0歳～中学校3年生の子ども
 ※青森市国民健康保険加入の0歳児は、保護者の所得制限がありません。



市HP

◆ひとり親家庭等医療費助成の対象者

- 本市に住所があり、各種健康保険に加入している
- ひとり親家庭の父または母及び子ども
 - 父母のどちらかが重度心身障がい者である家庭の障がい者ではない父または母及び子ども
 - 父母のいない子ども
- ※子どもは18歳までの未婚者に限ります。



市HP

☎ 国保医療年金課 (☎017-734-5345)
 浪岡振興部健康福祉課 (☎0172-62-1153)

国民健康保険・後期高齢者医療制度の「限度額適用認定証」など

◆国民健康保険に加入しているかた

「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日(水)までです。8月以降の認定証が必要なかたは、申請手続きをしてください。

◆申請手続の方法

- 現在、認定証をお持ちのかた(令和6年度市民税非課税世帯のかた) 7月中に市からお送りする「申請書」に必要事項を記載し、郵送または国保医療年金課・浪岡振興部健康福祉課の窓口へ(窓口で申請する場合は、被保険者証とマイナンバーが分かるものを持参)
- 現在、認定証をお持ちのかた(令和6年度市民税が課税されている世帯のかた)、認定証をお持ちでないかた 被保険者証とマイナンバーが分かるものを持参し、国保医療年金課・浪岡振興部健康福祉課の窓口へ

◆後期高齢者医療制度に加入しているかた

「後期高齢者医療限度額適用認定証」・「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日(水)までです。

現在、認定証をお持ちのかたには、8月1日(木)から使用する認定証を7月中に郵送します(所得区分の変更により申請が必要になる場合があります)。

現在、認定証をお持ちでないかたは、被保険者証とマイナンバーが分かるものを持参し、国保医療年金課・浪岡振興部健康福祉課の窓口で申請手続きをしてください。

◆マイナ保険証をご利用ください!

マイナンバーカードを保険証として利用すると、医療機関や薬局の窓口で「限度額適用認定証」などを提示しなくても、自己負担限度額を超える支払いが免除されます。「限度額適用認定証」などの申請も不要となりますので、ぜひご利用ください。

※マイナ保険証の利用に必要な顔認証カードリーダーなどが設置されているか、事前に各医療機関や薬局にご確認ください。

☎ 国保医療年金課 (☎017-734-5343)
 浪岡振興部健康福祉課 (☎0172-62-1153)

令和6年度後期高齢者医療保険料のお知らせ

◆保険料率

令和5年度		令和6年度	
均等割額	44,400円	均等割額	46,800円 (+2,400円)
所得割率	8.80%	所得割率	9.90% (+1.1%)
賦課限度額	66万円	賦課限度額	80万円 (+14万円)

◆保険料の計算式

$$\text{均等割額 (46,800円) (被保険者全員が納める額)} + \text{所得割額} \times 1 \text{ (所得に応じて納める額)} = \text{年間保険料 (100円未満は切り捨て) 賦課限度額 80万円} \times 3$$

- ※1 前年の所得-基礎控除額(43万円)×所得割率(9.90%)※2
- ※2 基礎控除後の所得が58万円以下のかたは所得割率が9.20%
- ※3 昭和24年3月31日以前に生まれたかた、または障害認定により資格取得したかたは73万円

◆所得が低いかたの軽減(均等割額の軽減措置)

令和5年度		令和6年度	
世帯の所得額の合計	軽減割合	世帯の所得額の合計	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等(※4)の数-1)以下	7割	43万円+10万円×(給与所得者等(※4)の数-1)以下	7割
43万円+(29万円×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等(※4)の数-1)以下	5割	43万円+(29.5万円×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等(※4)の数-1)以下	5割
43万円+(53.5万円×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等(※4)の数-1)以下	2割	43万円+(54.5万円×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等(※4)の数-1)以下	2割

- ※4 給与所得者等(一定の給与所得者と一定の公的年金などの支給を受けるかた) 一定の給与所得者…給与収入金額が55万円を超えるかた 一定の公的年金などの支給を受けるかた…(65歳未満)公的年金等収入金額が60万円を超えるかた/(65歳以上)公的年金等収入金額が125万円を超えるかた

☎ 国保医療年金課 (☎017-734-5340)
 浪岡振興部健康福祉課 (☎0172-62-1153)

介護保険などに関するお知らせ

※7月3日(水)に、介護保険第1号被保険者(65歳以上)の令和6年度介護保険料納入通知書などを送付します

◆介護保険料の納付を忘れずに

介護保険制度は、高齢化が進む中、介護の負担を社会全体で支えあうための制度です。

特別な事情がなく介護保険料を滞納すると、将来介護が必要となったときに、保険の給付が制限され、介護サービス利用時の負担が大きくなります。納め忘れのない便利な口座振替をご利用ください。

◆介護保険料の減免制度

経済的理由などで生計維持が困難な場合は、申請によって介護保険料の減免を受けられる場合があります。

減免の対象となるのは、納期限を迎える前の保険料です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

◆臨時相談窓口を開設します

時 7/8(月)～19(金) ※土・日、祝日を除く 所 駅前庁舎3階会議室

問 介護保険課(☎017-734-5365)

浪岡振興部健康福祉課(☎0172-62-1134)

※社会福祉法人が提供する介護保険サービスの利用者負担額が軽減されます【社会福祉法人による利用者負担額軽減制度】

申請が必要です。対象となるサービスや事業所などは、お問合せください。

◆対象者(次のすべての要件を満たすかた)

- ・同じ住所に居住するかた全員が市民税非課税
- ・令和5年中の収入額が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下
- ・預貯金などの額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下
- ・日常生活のために必要な資産以外に活用できる資産がない
- ・市民税課税者に扶養されていない
- ・介護保険料を滞納していない

◆軽減割合

- ・高齢福祉年金受給者…2分の1
- ・生活保護受給者(居住費・滞在費のみ)…全額
- ・それ以外のかた…4分の1

◆申請に必要なもの

- ・健康保険証
- ・同じ住所に居住するかた全員の預貯金通帳(令和5年1月から直近までの記載があるもの。7月末までに申請する場合は、令和4年1月から記載のあるもの)
- ・前年中の収入額の分かるもの(年金振込通知書、給与明細、事業の収支表、仕送り額の分かるものなど)

問 介護保険課(☎017-734-5362)

※介護保険施設入所時の食費などが軽減されます【特定入所者介護(介護予防)サービス費負担限度額認定】

介護保険施設に入所(ショートステイを含む)する場合、申請により食費・居住費が軽減されます。

◆対象者

- ・生活保護受給者
- ・本人及び世帯全員が市民税非課税のかた※一定額を超える預貯金など(単身500～1,000万円超、夫婦世帯1,500～2,000万円超)がある場合や世帯分離をしている配偶者が市民税課税の場合は対象外

◆申請に必要なもの

- ・所有するすべての預貯金通帳(申請日の直近2か月前までの記載のあるもの)
 - ・有価証券(証券会社や銀行の口座残高が分かるもの)
 - ・借用書(借入金や住宅ローンなどの負債がある場合)
- ※配偶者のいるかたは、本人と配偶者が所有するすべての通帳などが必要。

問 介護保険課(☎017-734-5362)

青森市避難情報電話・FAXサービス

8月1日(木)から、災害発生時における避難情報を、新たに電話・FAXでお知らせするほか、多言語での情報配信を開始します。

携帯電話やスマートフォンをお持ちでないかたは、ぜひご利用ください。

◆お知らせする情報

- ・洪水や土砂災害などの避難情報(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保)
- ・津波避難情報(避難指示)
- ・国民保護情報(弾道ミサイル、大規模テロ情報など)

◆申請方法

- ・電話 017-734-5059
- ・FAX 017-734-5061
- ・郵送 〒030-8555 危機管理課宛
- ・直接持参 危機管理課(本庁舎2階)
- ・Eメール kikikanri@city.aomori.aomori.jp

申込書は、危機管理課、市役所各庁舎、支所・情報コーナー、市民センター、浪岡地区公民館、福祉館、総合福祉センター、福祉増進センター、浪岡総合保健福祉センター、健康の森 花岡プラザなどに備付け、市ホームページ掲載



※青森市防災情報メールマガジンを多言語で配信!

メールアドレスを登録いただいたかたへ防災情報などを配信しています。8月1日からは多言語配信を開始します。

◆配信対象言語

英語、中国語(簡体字・繁体字)、韓国語、ベトナム語、タガログ語(フィリピン語)、インドネシア語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、フランス語、スペイン語、ポルトガル語、やさしい日本語

◆申請方法(※8/1～受付)

二次元コードを読み取り、空メールを送信してください。返送されるメールのURLにアクセスして登録してください。



問 危機管理課(☎017-734-5059)

夏の交通安全県民運動 7/21(日)～31(水)

夏は、外出の機会の増加や暑さによる気の緩みが原因の交通事故が多くなります。いつもの道ほど気を付けましょう!

◆運動の重点

- ①歩行者の交通ルール遵守の徹底と安全運転意識の向上
- ②自転車・電動キックボード等利用時のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- ③飲酒運転の根絶と妨害運転等の防止

問 生活安心課(☎017-734-5258)



7月は“社会を明るくする運動”強化月間です

“社会を明るくする運動”とは、全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築こうとするものです。

問 青森地区保護司会(☎017-763-0763/月～金10:00～16:00)

〈講演活動〉

時 7/10(水) 10:25～12:15

所 沖館中学校体育館 問 事前に、事務局へ

〈街頭広報活動〉

時 7/15(月) 9:00～

所 青森刑務所(矯正展内で実施)

備 広報資料やうちわなどを配布します



〈みんなのつどい(チャリティー芸能ショー)〉

時 7/28(日) 11:00～15:00 所 リンクモア平安閣市民ホール

申 事前に、青森地区更生保護女性会(☎017-728-0989)へ

スポーツ会館の愛称が「オカでんアリーナ」に決定!

7月1日(月)以降のネーミングライツ・スポンサーが「株式会社オカモト」に決定しました。愛称は、「オカでんアリーナ」です。

◆契約内容

- ・ネーミングライツ料
600万円(年額200万円)
- ・契約期間
7/1～R9.6/30(3年間)

問 地域スポーツ課(☎017-718-1428)



市営住宅の入居者を募集

- ◆**申込期間** 7/16(火)～29(月)
- ◆**抽選予定日** 8/24(土) (申込者には、抽選会のご案内をはがきで通知)
- ◆**入居予定日** 9/9(月)

団地名	住所	募集戸数	住戸タイプ	階数 エレベーターの有無	参考月額使用料
青森地区					
① 市営住宅 小柳第一団地	小柳三・四丁目	2	2DK(5.8畳、5.7畳、DK)	1・4階有	15,800～31,800円
② 市営住宅 小柳第一団地	小柳三・四丁目	1	2DK(5.8畳、5.7畳、DK) ※事故住宅	5階有	15,800～31,800円
③ 市営住宅 小柳第二団地	小柳五丁目	1	3LDK(6畳、6畳、4.5畳、LDK)	1階無	14,500～28,600円
④ 市営住宅 幸畑第二団地	幸畑五丁目	4	2LDK(6畳、6畳、LDK)	平屋建無	22,400～44,100円
⑤ 市営住宅 桜川第一団地	桜川三丁目	1	3K(6畳、4.5畳、3畳、K) ※改良住宅	4階無	7,500～15,000円
⑥ 市営住宅三内団地(シルバーハウジング)	三内字沢部	1	2DK(6畳、6畳、DK)	3階有	18,300～36,000円
⑦ 市営住宅 はままち団地	本町三丁目	1	2LDK(6畳、6畳、LDK)	5階有	19,600～38,700円
浪岡地区					
⑧ 赤川団地	浪岡字平野	2	3K(6畳、4.5畳、3畳、K) ※改良住宅	1・2階無	7,400～16,300円
⑨ 福田団地	浪岡福田	1	4DK(8畳、6畳、6畳、4.5畳、DK)	長屋2階建無	20,000～36,000円
⑩ 福田団地	浪岡福田	1	3DK(8畳、6畳、6畳、DK)	長屋2階建無	17,500～34,400円

◆申込資格

- ▶ 持家がなく、住宅に困っているかた
- ▶ 同居する親族があるかた
 - ※③は入居する世帯員が4人以上
 - ※⑤は一人で生活できる60歳以上のかた、生活保護受給者や障がい者、DV被害者などは、単身世帯での申込みも可能。
 - ※⑥は一人で生活できる65歳以上のかた、または、全員もしくは夫婦どちらかが65歳以上または法令に定める障害があるかた(単身世帯での申込みも可能)
- ▶ 月額所得が15万8千円以下 (高齢者世帯・障害者世帯・子育て世帯(未就学児童がいる世帯)は21万4千円以下)
 - ※⑤、⑧は11万4千円以下もしくは13万9千円以下
- ▶ 市税を滞納していないかた ※分割納付は可の場合あり
- ▶ 暴力団員でないかた など
- ※②は説明事項があります。詳しくは、申込先へお問い合わせください。

◆申込み・問合せ(申込期間中に下記申込先へ申込書を提出)

青森地区：市営住宅指定管理者協同組合タッケン
(駅前庁舎3階 ☎017-734-2381)
浪岡地区：市営住宅指定管理者(有)皆成建設
(浪岡庁舎3階 ☎0172-62-1167)

「青森市雪対策基本計画(素案)」へのご意見を募集します

わたしの意見提案制度(パブリックコメント)を実施します。
お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方は、11月に公表する予定です。
※ご意見に対して、個別回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

時 7/1(月)～31(水)

所 公表資料の縦覧場所など

(1) ※閉庁日、休館日を除く。

本庁舎3階道路維持課雪対策室・1階ロビー・3階情報公開コーナー、駅前庁舎1階総合案内そば縦覧スペース、柳川庁舎1階柳川情報コーナー、浪岡庁舎1階閲覧コーナー、各支所・市民センター、東岳コミュニティセンター、高田教育福祉センター、浪岡中央公民館

(2) 7月1日(月)から市ホームページに公表資料を掲載

対 次のいずれかに該当するかた

- (1) 市内に住所を有するかた
- (2) 市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体など
- (3) 市内に存する事務所または事業所に勤務するかた
- (4) 市内に存する学校に在学するかた
- (5) 意見募集事案に利害関係を有する個人及び法人その他の団体など

申 ご意見を提出する際には、氏名・住所(法人その他の団体などの場合は、その名称、代表者の氏名・所在地)を明記してください。

- (1) 電子メール 市ホームページのトップページ左側にある「市民参加の広場(わたしの意見提案制度)」から送信
- (2) 郵送 〒030-8555 道路維持課雪対策室宛
- (3) FAX 017-752-9019
- (4) 直接持参 道路維持課雪対策室(本庁舎3階)

問 道路維持課雪対策室(☎017-752-8584)

市有地の売却(一般競争入札)

入札・契約方法について記載した「入札案内書」を管財課で配布しているほか、市ホームページに掲載していますので、購入を希望されるかたは必ずよく読んでからご参加ください。

◆売却物件

No.	所在地番	地目	地積	最低売却価格
①	奥野四丁目418番1	宅地	213.59㎡	11,100,000円
②	港町三丁目4番42	宅地	93.35㎡	2,530,000円
③	港町三丁目4番69	宅地	89.08㎡	1,560,000円

時 入札日時 7/29(月) ①10:00 ②11:00 ③13:00

※この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。

所 入札場所 本庁舎急病センター棟2階入札室

問 管財課 ※本庁舎(☎017-734-5228)

＊旧高田中学校跡地を一般競争入札によって売却します

土地の詳細や入札・契約方法について記載した「入札案内書」を教育委員会事務局総務課で7月8日(月)から配布するほか、市ホームページに掲載します。購入を検討するかたはお問合せください。

問 教育委員会事務局総務課(☎017-718-1369)

木造住宅の耐震診断・耐震改修

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅(その他要件あり)の所有者などが住宅の耐震診断を希望する場合、耐震診断員を派遣します。また、耐震診断の結果、補強が必要と診断された場合、耐震改修または建替えに要する費用の一部を補助します。

対 診断:3戸(抽選) 改修:1戸(抽選)

※定員に満たなかった場合は11/29(金)まで申込順で受付

料 診断:自己負担額1万1千円(延べ床面積200㎡を超える場合は増額負担あり)

改修:耐震改修工事費用または建替工事費用(設計料などを含む)の23%以内かつ100万4千円以内の額

申 7/1(月)～31(水) 8:30～17:00(土・日、祝日を除く)に、

仮申込書などの必要書類を、建築指導課へ

※募集内容・仮申込書などは市ホームページ掲載、各支所・市民センターで配布

問 建築指導課(☎017-752-8274)

ブロック塀等耐震改修支援事業

避難路沿道にある要件を満たすブロック塀などで、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものの耐震改修工事、建替え工事または除却工事を実施する場合、その費用の一部を補助します。

対 7件(抽選) ※定員に満たなかった場合は9/30(月)まで申込順で受付

料 補助対象工事に要する経費の2/3以内かつ12万円以内の額

申 7/1(月)～31(水) 8:30～17:00(土・日、祝日を除く)に、

仮申込書などの必要書類を、建築指導課へ

※募集内容・仮申込書などは市ホームページ掲載、各支所・市民センターで配布

問 建築指導課(☎017-752-8274)

町会に宝くじの助成金

(一財)自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源にコミュニティ助成事業を実施しています。次の町会では、この宝くじの助成金を活用してコミュニティ活動に必要な備品を整備しました。

◆**南造道町会** クリーンボックス4台(令和6年6月)

問 市民協働推進課(☎017-734-5231)



＊サマージャンボ宝くじ7月8日(月)発売!!

サマージャンボ7億円

(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)

サマージャンボミニ5,000万円

(1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

7月8日(月)2種類同時発売!

発売期間 7/8日～8/8日
抽せん日 8/23日

公益財団法人青森県市町村振興協会 各1枚 300円

青森市景観審議会委員を募集

青森らしい魅力ある景観の形成のため、本市が行う公共事業の景観に関する審議などを行う委員を募集します。

【応募資格】本市に住所がある18歳以上のかた／月～金曜日に開催する会議に出席できるかた／本市の他の附属機関の委員、国・地方公共団体の常勤職員、議員、政党の役員・職員、その他政治団体の関係者でないかた

【募集委員数】1人 【任期】委嘱の日から2年間

【会議の開催】年3回程度 【報酬】日額8,700円

【選考】書類審査(面接を行う場合あり)

結果は8月中旬までに応募者全員に通知

申 7/22(月)必着で、履歴書と

「青森市の景観に対する私の思い(任意様式/400字程度)」

を、〒030-8555 都市政策課

(☎toshi-seisaku@city.aomori.aomori.jp)へ

問 都市政策課(☎017-752-7977)



「青森市男女共同参画推進表彰」の推薦を募集

市内で男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる個人・団体・事業者の推薦を募集します。詳しくは、市ホームページまたは課に備付けの募集要項をご覧ください。

時 7/1(月)～31(水) ※必着

問 人権男女共同参画課(☎017-734-2296)



排水設備工事責任技術者試験

時 10/16(水) 14:00～16:00

所 男女共同参画プラザ

「カダール」研修室

料 8,000円(別途、振込手数料が必要)

申 7/1(月)～31(水)(土・日、祝日を除く)

に、申込書に所定の書類を添えて、水道部総務課へ

〈申込書配付場所〉

水道部総務課(水道部庁舎2階)、上下水道課(浪岡庁舎1階)、(株)ソフトアカデミーあおもり(給排水センター)

※詳しくは、青森県下水道協会ホームページをご覧ください。

問 水道部総務課(☎017-734-4201)

吹付けアスベスト含有調査

調査員を派遣して、吹付けアスベストの含有の有無を調査します。

備 調査対象建築物には規模や用途などの要件があります。

申 7/1(月)～11/29(金)に、

建築指導課へ

※申込順、予算に達し次第受付終了

※募集案内などは、市ホームページ掲載、各支所・市民センターで配布

問 建築指導課(☎017-752-8274)

農業用水路、ため池での水難事故にご注意

大雨時や農業用水の使用時期は水量が増加し大変危険です。次のことに注意しましょう。

- 水路、ため池に近づかない
- 子どもを一人で行かせない
- 遊んでいたら注意する
- 所有または管理しているかたは日頃から安全点検を行う

問 農地林務課(☎0172-62-1196)

納期限のお知らせ

今月分として納めていただく市税などの納期限は、次のとおりです。

※口座振替の場合、納期限が引き落とし日

◆7月31日(水)納期限

- ①固定資産税 第2期分
- ②国民健康保険税(普通徴収分) 第1期分
- ③後期高齢者医療保険料(普通徴収分) 第1期分
- ④介護保険料(普通徴収分) 第1期分
- ⑤児童保育負担金(保育料) 第4期(7月)分
- ⑥市営住宅使用料 7月分
- ⑦市営住宅駐車場使用料 7月分
- ⑧下水道事業受益者負担金・分担金 7月納期分
- ⑨放課後児童会負担金 7月分

◆8月13日(火)納期限

- ⑩市・県民税(給与特別徴収分) 7月分

問 ①②③④⑤⑨⑩納税支援課

(☎017-734-5209)

⑥⑦住宅まちづくり課

(☎017-734-5572)

⑧企業局水道部営業課

(☎017-734-4281)

自動車税種別割の納付確認の電子化

登録自動車については、車検の際、国の継続検査窓口(運輸支局)での自動車税種別割の納税証明書の提示を省略できます。詳しくは、県庁ホームページをご覧ください。

ただし、自動車税種別割を納付後、すぐに継続検査を受検されるかたは、納税証明書の提示を求められる場合がありますので、ご注意ください。

問 東青地域県民局県税部

(☎017-734-9970)



不法投棄や屋外での焼却行為はやめましょう

ごみの不法投棄は、環境汚染にもつながる重大な犯罪です。また、屋外でのごみの焼却行為も原則禁止されています。

いずれも5年以下の懲役、もしくは1千万円以下の罰金(法人の場合は3億円以下)、またはその両方が科せられる場合があります。

ごみは、市のルールに従って適切に処理しましょう。また、私有地は所有者などのかたに管理責任があります。不法投棄をされないように、定期的に見回りを行うなど適切な管理をしましょう。

問 廃棄物対策課(☎017-723-5371)

お困りごと相談窓口 無料

7月の市民相談

予約不要



所 問

市民なんでも相談室(駅前庁舎1階)

(☎017-734-5249)

【一般相談】

●市民なんでも相談室

時 月～金曜日(祝日、年末年始を除く)

8:15～18:30

※来庁または電話で受付

【特別・専門相談】※各相談10人程度

●人権相談

時 1(月)・16(火) 10:00～15:00

●行政相談

時 4(木)・11(木)・18(木)・25(木)

10:00～15:00

●司法書士相談

時 1(月)・9(火) 10:00～14:00

●不動産相談

時 4(木)・11(木)・18(木)・25(木)

10:00～15:00

●土地家屋調査士相談

時 1(月) 10:00～14:00

●行政書士相談

時 12(金)・19(金)・26(金)

10:00～15:00

要予約

●法律相談

時 8(月)・22(月)

13:00～15:00

人 各5人(申込順)

申 事前に、

生活安心課(☎017-734-5250)へ

8日分は1日から、22日分は9日から

予約受付(8:30～)

※相談は、1回まで(1人20分間)

浪岡地区

人権相談・行政相談

時 7/4(木)・18(木)

各日9:00～15:00

所 浪岡総合保健福祉センター

問 浪岡振興部健康福祉課

(☎0172-62-1113)

遺言・相続・成年後見制度利用等に関する無料相談会

遺言・相続などの相談に行政書士がお応えします(当日先着順)。

時 7/17(水) 13:30～15:30

所 男女共同参画プラザ「カダール」研修室

問 コスモス成年後見サポートセンター

青森県支部(☎017-742-1128)

市税などの平日夜間・休日納付相談

【平日夜間納付相談 青森地区】

時 7/18(木)・22(月)～25(木)・

29(月)～31(水)

20:00まで

所 問 納税支援課(駅前庁舎)

(☎017-734-5209)

【平日夜間納付相談 浪岡地区】

時 7/26(金)・29(月)～31(水)

20:00まで

所 問 浪岡振興部納税支援課

(☎0172-62-1141)

【休日納付相談 青森地区のみ】

時 7/20(土)・21(日) 9:30～17:00

所 問 納税支援課(駅前庁舎)

(☎017-734-5209)

女性のための

専門相談 要予約

◆法律に関する問題に、女性弁護士がアドバイスします。

相談時間は30分。申込時に相談内容をお知らせください。

時 7/23(火) 13:00～15:00

所 アピオあおもり

人 3人(申込順)

申 問 7/18(木)までに、

県男女共同参画センター相談室

(☎017-732-1022/水曜日を

除く9:00～16:00)へ

◆こころの悩みに、女性公認心理師が応じます。

相談時間は50分。申込時に相談内容をお知らせください。

時 7/18(木) 13:00～15:00

所 アピオあおもり

人 2人(申込順)

申 問 7/16(火)までに、

県男女共同参画センター相談室

(☎017-732-1022/水曜日を

除く9:00～16:00)へ

ひとり親家庭などの

無料法律相談 要予約

離婚・養育費などの相談に弁護士がお応えします。

時 8/1(木) 13:00～15:00

所 子育て支援課(駅前庁舎2階)

人 4人(申込順)

備 相談時間は30分。申込時に相談内容をお知らせください。

申 問 7/29(月)までに、ひとり親家庭

等就業・自立支援センター

(☎017-734-5817)へ